

# マルクス・レーニン主義通信

## 「管理春闘」打ち破り 大幅賃上げを闘い取れ

金属大手の一斉回答が出され、四月第三週を「ヤマ場」にすることに固執した私鉄が残っているが、八七春闘の大勢は決したと言うことができよう。前号で我々は「資本に認められきった『ヤマ場』『決戦』によって何がかちとれるのか、労働者はこの点を注目しておく必要がある」と述べたが、その回答が明らかになりつつなるのである。

### 史上最低のJC回答

四月八日に出された金属労協（IMF・J）加盟の組合への一斉回答は、左表で見るよう史に最も低いものであった。また、全電通への回答も昨年を大きく下回った。全体として賃上げが抑制され、業種間、企業間の格差が拡大したのが今年の特徴であり、資本側の賃金抑制攻撃の勝利を示している。

二千五百円のベアを求めた造船は、「ベアを出す環境がない」と定算のみを回答。「雇用優先」を口実にベアを放棄した鉄鋼は代わりに年間特別休日三日増を要求したが、「春闘になじまない」と一蹴された。

これらの回答に対してJC指導部は何と言っているのか。

「まずまずの回答。実質賃金の維持は間違いない達成された」（新沼鉄鋼労連委員長）  
「回答はそれぞれが精いっぱい努力したものである」（JC見解）  
なぐさめにもならず、自らの責任回避しかない。

ところで、鉄鋼、造船には「隠し定算」があるのである。だとすれば、鉄鋼、造船の組合指導部は、全体の賃上げ水準を低く抑え

こむために、一役も二役もかっていることになる。どこまでも腐敗した連中といふべきであろう。

かくして、八七春闘が史上最低の水準にとどまることはほぼ確定的であり、労働者の生活が悪化することは避けられない。

### 実力闘争の貫徹を

このような事態は、闘わない春闘の必然的结果である。そしてその第一の責任は、闘わない指導部にあることはいうまでもない。彼らは、「ヤマ場」と称して回答日を統一し、交渉を重ねていけば賃上げがかちとれるかに語り、真剣な闘い、実力闘争を放棄してきた。資本の賃金抑制攻撃がまかり通るのは当然である。

### 本号の内容

- 沖縄闘争の
- 前進にむけて（上）
- 赤堀再審開始決定
- 破防法有罪判決弾劾
- 精神衛生法改「正」を
- 粉碎せよ
- 新地対法批判
- 部落解放のために（1）
- 独禁法改正の動きについて
- 石川リイさんを追悼する
- 戦後労働運動の
- 総括のために⑤
- 臨教審第三次答申と
- 日教組大会

「国民的大義に確信をもってひきつづきたかう」（四月九日付『赤旗』）と述べている。「国民的大義」とは、賃上げによる内需拡大論すなわち日本資本主義の救済ということである。これが、日本資本主義の矛盾を隠蔽し、プロレタリアートの闘いの方向をそらすものであることは明らかであろう。

月刊1部200円  
共産主義者同盟(全国委)  
マルクス・レーニン主義派  
編集発行人 目黒安雄  
横浜港南郵便局私書箱16号  
振替 横浜9-3719

## マルクス・レーニン主義通信

# 沖縄闘争の前進にむけて(上)

今秋に予定されている沖縄国体(天皇訪沖)をひかえ、「本土」においても沖縄問題が再び労働者大衆の意識の中でクローズアップされはじめている。山田警察庁長官は年明け早々の一月九日、全国公安担当課長会議において「秋の沖縄国体開会までに、過激派のテロ・ゲリラを完全に封殺せよ」との指示を出し、先制的弾圧の意図を明らかにした。

そして、沖縄現地での攻防は一段と激化している。

二月二四日夜、「沖縄県収用委員会」(会長小堀啓介)は軍用地の十年強制使用の裁決を下した。昨年一二月一二日の公開審理打ち切り以降、一月九日から一四日まで百二十時間におよぶハシストをはじめとして、反戦地主らを先頭とする強制使用粉碎の闘いは燃え広がってきた。三月六日に開催された「強制使用裁決糾弾!一括払い反対!県民大会」の決議文は次のように述べている。

「十年(一部五年)という期限は、二十年申請からして一見、私たちの要求を受け入れたかのような印象を与えるが、しかし十年は從来の二倍の年数に相当する。五年という期限そのものが、本土では例をみないほど異常に長期であることを考えてみれば、その不当性は明白である。しかも県収用委はなぜ十年でなければならないのか、いかなる根拠も示していない」

沖縄人民の反撃が開始されたのである。また、新たな基地強化策が進められていていた。日本(ヤマト)と直接の関係を強制されたのは一六〇九年の薩摩・島津による侵略からである。

島津は、与論島以北を直轄地、沖縄島以南を「付属国」つまり属国として支配し、以降、奄美と沖縄は分断が固定化された。島津の最大の目的は、中国との貿易の独占であった。そのため沖縄住民は、薩摩との関係を中国側に話すことを禁止され、また、日本人との差異をことさらに装うことを強制されることによって「琉球人」であることを強いられたのである。

島津は琉球貿易でどれほど利益をえたのか。配を引き継いだ。沖縄島以南は「琉球藩」と

れに對して地元國頭(くにがみ)村安波地区住民は即時抗議にたち、工事の中止を実力でかちとった。新石垣空港反対闘争も、地元白保住民の反対を無視した一月二八日の環境補足調査における機動隊導入一二名(迎里空港建設阻止委員長と池宮城弁護士)の不当逮捕によって、一挙に緊迫した情勢を迎えた。公式行事への自衛隊の参加を阻止する沖縄人民の闘いも持続・拡大している。

さらに、三月の卒業式では、「日の丸」

「君が代」拒否が貫徹された。読谷(よみたん)高校では女生徒が「日の丸」をひきずりおろした。中部工業高校では、壇上の菊の鉢植を卒業生一人ひとりが撤去し、「日の丸」掲揚を阻止した。北谷(ちゃたん)高校では卒業生は「日の丸」が掲揚された式場をボイコットした。「沖縄県教育厅」の発表によれば、「日の丸」掲揚率は、小学校九五・三%、中学校九六・八%、高校九四・六%と昨年より上昇したが、これは権力側の必死の攻撃によるものである。また、「君が代」齊唱率は、小学校三・五%、中学校五・七%、高校八・九%と依然として極端に低い。

「十年強制使用」等なぜ沖縄人民に軍事基地がおしつけられるのだろうか?

沖縄人民における強い反戦・反軍・反基地意識、「日の丸・君が代」拒否の意識は何によるのであらうか?

プロレタリアートの態度を明確にする上で是非とも認識すべきこれらのことを見ながらにするために、まずその歴史を概観することにしよう。

(垂直離着陸機訓練場)建設を開始した。こ

され、一八七九年に「沖縄県」とされた。いわゆる「琉球処分」である。

明治政府にとって沖縄は、権益拡大・アジア侵略のための拠点であり、またその道具でもあった。「琉球処分」のきっかけが

一八七四年の「台湾出兵」であり、翌年には沖縄に熊本鎮台分営を設置したこと、中国貿易における最惠国条項との引き替えに、宮古・八重山両群島を譲り渡す案を日本政府が出していること、などはそのことを示している。

「琉球処分」は、まさしく、日本天皇制国家による沖縄の差別・抑圧・軍事支配の開始であった。

「沖縄県」における判任官、準判任官の総数の推移を見てみよう。

一八八〇年度は、沖縄出身二四、鹿児島出身一六、他府県出身八二であり、一八八四年度はそれぞれ、二〇、二二、九九、一八八七年度はそれぞれ、一七、四〇、八六となっている。「本土」の官僚による支配の強まりが始めとしている。

一八九九年第一三帝国議会で政府が「沖縄では當業税を納めているのは鹿児島から渡來したものばかりである」と答弁したように、

鹿児島出身者は官界だけでなく、商工業の特権も独占した。そして、政府は「琉球処分」後も、薩摩支配当時の悪税を実質的には引き継いだ。当時の統計によると、一八七七年度の全歳入中、地租の占める割合は七五%をこえているが、沖縄の場合それは一一%にすぎず、八九%がほかの財源に頼っている。これ

は、「本土」ではありえない過酷な徵稅を物語っているのである(宮古・八重山では一九〇三年まで人頭稅が続けられた)。

これらは、「旧慣温存政策」なる差別政策の下で、沖縄住民がいかに政治的・經濟的隸屬を強いられていたかを示している。

日清戦争を経たころから政府の沖縄政策は転換し、差別政策と徹底した「同化」政策とを一体的に推進する。

一九二四年における国税納付額を面積、人口など沖縄と類似した宮崎県と比較すると、

宮崎県の二三六万四七九円に対し沖縄は四八万九九九四円と倍以上になつており、他方、一戸当たりの平均耕作面積は、宮崎県の一・一六町に対し沖縄は〇・六〇町と半分にすぎない。依然として差別的な過重負担を強いられていたのである。

また、教育政策を見ると、沖縄では中学校は全国の五〇%、高校は一〇%しか普及させなかつた。他面、皇民化教育は徹底したのである。

皇民化教育のような「同化」政策は、沖縄語の抹殺―日本(ヤマト)語の強制にその典

## 琉球弧差別・抑圧―軍事支配の歴史

### ① 薩摩による侵略

周知のように、琉球弧はもとは日本(ヤマト)とは独自の文化圏を形成しており、一五世紀初めからいわゆる「琉球王国」として存在していた。日本(ヤマト)と直接の関係を強制されたのは一六〇九年の薩摩・島津による侵略からである。

島津は、与論島以北を直轄地、沖縄島以南を「付属国」つまり属国として支配し、以降、奄美と沖縄は分断が固定化された。島津の最大の目的は、中国との貿易の独占であった。

そのため沖縄住民は、薩摩との関係を中国側に話すことを禁止され、また、日本人との差異をことさらに装うこと強制されることによって「琉球人」であることを強いられたのである。

### ② 「琉球処分」の本質

明治政府は薩摩による琉球弧の植民地的支配を引き継いだ。沖縄島以南は「琉球藩」と

この対中國貿易での荒稼ぎによる利益と、沖縄・奄美から根こそぎ上げた砂糖の大坂市場での独占価格による利益とが軍資金となり、島津をして討幕運動の実権を握らしめたといえよう。

また、教育政策を見ると、沖縄では中学校は全国の五〇%、高校は一〇%しか普及させなかつた。他面、皇民化教育は徹底したのである。

## マルクス・レーニン主義通信

型を見ることができる。関東大震災での朝鮮人虐殺の後、日本（ヤマト）語教育に躍起となる教師もあつたといわれている。このような「同化」政策の徹底化は、「久松五勇士」のような「忠君愛國」の宣伝から沖縄人民を軍国主義へと動員し、その極限的集約としてある沖縄戦があつたのである。沖縄人民はスペイの疑いで虐殺され、自決を強要され、「國体護持」のための「捨て石」として一五万～二〇万の沖縄人民が犠牲となつた。

## ③ 米軍支配と4月28日

一九四五年四月、米軍は読谷村に海軍軍政府を設立し、奄美を含む北緯三〇度以南全域にわたって軍政を施行する布告（いわゆる二ミツツ布告）を発した。さらに、日帝敗戦後の翌四六年、GHQは沖縄と奄美、小笠原等南西諸島を日本の管轄から除外するという覚書（いわゆる「二・二宣言」）を発表した。

米帝による琉球弧の軍事支配が始まつたのである。そして天皇ヒロヒトはこの時、「アメリカが沖縄を初め琉球の他の諸島を軍事占領し続けることを希望している」（四七年）とGHQに声明しているのだ。

米軍政府は、琉球弧住民の窮屈生活に対する不満をそらすために、軍政府の補助機関あるいは下請機関として「沖縄民政府」を設置した。また、経済政策としては、①琉球弧全体を統一した金融機関としての「琉球銀行」の設立②通貨の「B円（軍票）」への統一③「自由取引」の実現を実行した。しかしながら、琉球銀行の株数の五一%をアメリカ側が所有していたことが示すように、この経済政策は琉球弧の復興のためではなく、その軍事的・植民地的支配の経済的基礎を打ち固めるためのものであつた。

一九四八年朝鮮民主主義人民共和国の成立、

## 破防法有罪判決を弾劾する

三月一六日、東京高裁第七刑事部（萩原太郎裁判長）は、六九年「四・二八破防法」控訴審判決公判において、破防法「煽動」罪合憲・有罪の判決を下した。高裁での初の「煽動」罪認定は、「煽動」罪の全面的發動ならびに团体適用に道を開かんとするものであり、怒りをこめて弾劾する。

三・一六判決は、一審判決での「抽象的危険」という要件、「煽動」の判断基準としての「演説者の経歴、地位、团体の政治目的、闘争方針、聴衆の数、構成、反応など」を基本的に継承している。

これからもわかるように、「抽象的危険」で足りるとされる「煽動」罪は、集会演説等の思想・言論そのものを罰するもの

四年中華人民共和国の成立という民族解放闘争の前進を背景として、一九五〇年の米帝による朝鮮侵略反革命戦争の開始は、その前線基地となつた琉球弧・沖縄の支配の軍事的性格をいよいよ強めることになる。五〇年一二月のいわゆる「スキップ指令」は、米軍政に軍の必要とする土地、建物その他の財産の評価、取得、収用について絶対的権限を与えるものであった。こうして、土地強奪は五〇年代初めからしゃにむに進められ、沖縄の要塞化が進行したのである。

朝鮮戦争における朝鮮人民・中国人民の闘いの前に、米帝はじきに休戦会談を余儀なくされた。それに伴つて米帝は、対日講和を急がざるをえなかつた。そして米帝は、五〇年秋に「対日講和七原則」を発表して「日本は……琉球諸島及び小笠原群島をアメリカの信

## ついに赤堀再審をかちとる

三月二六日、東京高裁は、赤堀さんの第四次再審請求即時抗告審において、再審開始を決めた静岡地裁の昨年五・三〇決定を支持し、

検察側の即時抗告を棄却した。東京高検は特別抗告を断念し、獄中三十三年目ににして無実の赤堀さんの再審開始が決定したのである。

東京高裁三・二六決定は、基本的には五・三〇決定を踏襲するものとなつてゐる。すなわち、赤堀さんのアリバイの主張、拷問による「自白」のデッチ上げの暴露については否定し、すべてを法医鑑定論争に集約することによって再審を支持するものとなつてゐるのである。

三・二六決定は第一に、下腹部損傷について

であり、政治的思想表現の自由に対する真向からの挑戦にほかならない。

また、「煽動」の判断基準は、明らかに団体規制へのつながりを示している。

階級対立と階級闘争の激化に伴つて、国家権力による組織破防法攻撃はますます強められるであろう。今回の有罪判決の内容を「公正裁判要求」へと解体せんとしている。

赤堀「精神障害者」差別裁判糾弾闘争は、より孤立化をねらい、それを通じて裁判闘争を「公正裁判要求」へと解体せんとしている。

権力は、赤堀さんの静岡拘置所への移送によっては五・三〇決定を否定したが、胸の傷についておよび凶器の「石」については五・三〇決定を支持している。

かくして「自白の信用性」が崩れながらも、「請求人が軽度の精神薄弱者であつて、感情的に不安定、過敏で心因反応を起こしやすく、捜査官の誘導によつて暗示にかかりやすい傾向があることを考え合わせると、誘導に迎合して供述したおめれは否定できない」と、一切の責任を赤堀さんに差別的に転嫁しているのである。

さらに第三に、赤堀さんのアリバイをまったく抹殺している。

要するに、三・二六決定もまた、「精神障害者」差別裁判の根幹を崩していかないのである。

赤堀「精神障害者」差別裁判糾弾闘争は、文字通り決定的局面上に突入したのである。一刻も早く静岡地裁に再審を開始させなければならない。そして、差別裁判糾弾の炎で静岡地裁を包囲し、赤堀さんの完全無罪をかちとらなければならぬ。

宮城刑務所の獄中弾圧を許さず、赤堀さんの即時釈放をかちとれ！

託統治に置くことに同意しなければならぬ」との方針を明確にし、翌年一月には吉田内閣から「日米安全保障条約」の構想への確約もとっている。

一九五一年九月九日、サンフランシスコ講和条約が調印された。いわゆる「単独講和」であり、その第三条には「北緯二九度以南を米帝が繼續分離・占領することが記された。日本ブルジョアジーは日本の「復活」と「防衛」のために、琉球弧（住民）を米帝に売り渡したのである。サンフランシスコ条約の発効は翌年四月二八日であった。この時から、四月二八日は琉球弧人民にとって屈辱の日となつたのである。

一つづく

# 精神衛生法改「正」を粉碎せよ

厚生省は二月二十四日の「法案要綱」の諮問に引き続き、三月一六日精神衛生法改「正」案を国会に上程した。  
二十二年ぶりの改「正」案は、名称を「精神保健法」に改め、内容も患者の人権保護に重点を置き、さらには社会復帰施策をうたうなど、従来の精神医療のあり方を抜本的に変えいくものとされている。一九八四年三月に「氷山の一角」として明らかとなつた宇都宮病院事件とそのことを契機にした国際的批判の高まり、さらには「精神障害者」と家族会を中心とした「地域ケア」運動の前進という背景のもとで提出された改「正」案は、どのような現状をどのように変えようとしているのか。そのことを理解するためには、まず現在の精神衛生法の内容を明らかにしておかねばならない。

## 精神衛生法体制とは何か

精神衛生法は一九五〇年、それまでのあからさまな隔離・収容を目的とした「精神病者隔離法」と「精神病院法」を廃止する中で成立した。しかしながら、精神衛生法(体制)の根幹は、強制入院制度にある。「知事による入院措置」(二十九条)としての「措置入院」は「精神障害者」を「犯罪素因者」として隔離・収容するものであり、また、いわゆる「同意入院」は本人の同意ではなく「保護義務者の同意による入院」(三十三・三十四条)であり、強制入院であることに変わりはない。それは、通報義務(二十三・二十四・二十五条)などの地域監視体制によつて補強され、さらに、三十八条では精神病院管理者の包括的行動制限が規定されている。

このような精神衛生法体制下では、「クスリづけ」やロボトミーが「治療」の内容となり、「電パチ」やリンチの常態化となって、宇都宮病院の「入院」者をして「監獄のほうがましだ」と言わしめた合法的な治安拘禁施設を生み出したのである。このことは、たまたまそういうことがたというような問題ではない。一九五四年に私立精神病院長の全国組織である日本精神病院協会が提出した陳述書は「精神障害者に医療が施されずに放置され、精神障害者が行動の自由を持つては国民は最低限の文化的生活も安心して営めない。必ず世相は不安で平和の文化圏が再建される筈がない。この対策として緊急事業は精神病院の整備拡充、増床よりも外ない……」と述べて、医療従事者がほかならぬ治安維持のために「精神障害者」を隔離・収容しようとしてきたことをあからさまにしている。この基調は同年の三月一〇日に静岡県島田市で発生した幼女誘拐殺人事件において、無実の赤堀さんを「犯人」にしたあげ「精神障害者」だから「社会生活に適

応できない」として死刑を宣告した静岡地裁の「判決理由」と寸分も違わぬものである。

一九七六年二月一六日、大阪拘置所において虐殺された鈴木国男氏の殺害理由と変わらぬものである。ブルジョアジーは「精神障害者」を人間としては見ていないのである。

民間資本の要請に応えて一九六〇年に発足した医療金融公庫の融資制度は、ほとんど五年毎の「倍々ゲーム」のように病床を急増させってきた。この「倍々ゲーム」はまた、医療法特例によって、医師は約三分の一、看護婦は約三分の一の員数で「運営」されることで、一日当たりの入院医療費が一般科の半分にも満たない仕組みを作り出し、一方ではボロ儲けを、一方では「充実した、良い」医療を制限したのである。

かくしてベットの八五%は私立病院が占め、入院総数三三万人のうち約七〇%が閉鎖病棟に封じ込められ、平均在院日数は五三六日(アメリカでは一二日)、措置入院の場合は二六九三日、人口一〇万人当たりの措置入院率は二五〇人(ヨーロッパでは三〇一〇人)にも達するという巨大な収容所機構が形成されたのである。

さらには社会復帰を家族からも拒まれている「精神障害者」は三三万人中一九万人(五八%)にも達するという現実は、まさに「恒久的な拘禁施設、判決なき無期刑」としか表現できないのである。精神病院は監獄などの拘禁施設とならぶ、ブルジョア国家の暴力装置の一つと化しているといえよう。

## 改「正」法案は何をどう変えるか

かくまでも凄まじい現実を厚生省は「一体どのように変革し、改善しようと言うのか。」

まず現在の本人の同意をえない強制入院について

は一応本人の同意に基づいて入院が行われるように「努めなければならない」とされており、その上で「措置入院」「同意入院」についての制限を加えた後、「任意入院」と「応急入院」を付加している。一見して本人の同意を尊重したかに見えるこの項は、しかししながら「指定医」制度の新設によつて強制入院の実質的な強化でしかない。

「指定医」は從来の鑑定医の業務に加えて入退院から行動制限までのすべての権限が付与されており、最も端的には措置入院の解除が「指定医」にしかできないことになる。そし

て、その指定は厚生大臣に委ねられているが「著しく不適当」な者は指定しないとする改「正」案はなるほど「信書の発受」や「面会」などについて「行動の制限は行うことができない」としてはいるが、強制入院制があるものである。

改「正」案はなるほど「信書の発受」や「面会」などについて「行動の制限は行うこ

度一精神病院の監獄化の下でこれが「絵に描いた餅」であることは明白であろう。(宇都宮

病院糾弾闘争の中で栃木県当局は「病院内に赤電話が設置された」と言ったが、暴力的監視の中で一銭も持たされない患者がどうやつて電話をかけられるのか!)。

さらに厚生省は、臨調・行革路線の下で病床数を十年かけて二〇万に減らすことを「豪語」している。すなわち、「社会復帰」の名目で「保安施設」「中間施設」「精神病院」へと「精神障害者」を分類収容することであり、地域的な監視・収容体制の強化をもたらすものにほかならない。

「精神障害者」を「犯罪素因者」とみるとした精神衛生法は、「自傷他害のおそれ」をもって「精神障害者」を隔離・収容・抹殺してきた。改「正」案はこの政策をいささかもかえるものではなく、むしろ強化することをねらうものであり、刑法改「正」・保安処分新設への一里塚にほかならない。

日本共産党中央委員会の「精神衛生法の改正」にあたっては、改「正」案の問題点を「精神医療の改善と向上を保障しないこと」、「社会不安の解消と地域医療体制の確立」を主な論点としている。そこで彼らは、「放置された精神障害者によつて東京・新宿でバス放火事件が発生するなど、市民に大きな不安をあたえました」、「強制をともなう入院制度は必要」と語り、「地域精神保健の第一線である保健所の機能を強化」するよう求めている。完全に「社会防衛」(イデオロギー)に毒されているのである。

強制入院制度の廃止こそ出発点であり、それなしには精神医療の根本的改善などありえない。

精神衛生法撤廃全国連絡会議主催の2・14闘争など、隔離・収容・抹殺の対象とされ続けてきた「精神障害者」を中心とする闘いが形成されている。先進的労働者は、この闘いとの共闘をかちとることに全力をそそがなければならない。

精神衛生法体制解体の戦列を打ちたえよう! 悪徳精神病院を許すな!  
刑法改「正」・保安処分新設の突破をもうむ精神衛生法改「正」粉碎!  
「精神障害者」解放闘争の前進をたたかいとれる!

## マルクス・レーニン主義通信

# 新地対法——「啓発指針」による 部落差別拡大・解放運動解体と闘おう

### 新地対法の中身

被差別部落（以下、部落と略す）に対する政府の政策を明らかにした法律が施行された。

「地域改善対策特定事業にかかる財政上の特別措置法」（以下、新地対法と略す）が、それである。

新地対法は、自治体が改善事業を行うために必要な費用の三分の一を国が特別に補助すること、財源として地方債を発行できるとしている点では、従来の「同和対策特別措置法」・地対法と変わらない。しかし、名称が「特定事業に…」となっていることに示されるように、事業のし残しがあるところに限つて財政措置をするというものであり、改善事業を総体として縮小しようとしている。

それは具体的に見ていけば次のような内容だ。第一には、対象地域の拡大を認めない。

つまり、今後あらたにその地域が部落であることが確認されたとしても、この特別法の対象外に放置するということだ。第二には、現在の八二種類の事業のうち、一八を廃止するか一般法による事業に移行し、一二〇を修正して継続し、三四をそのまま継続するということを、政令で定めようとしている。第三には、法そのものが五年限りのものとなっている。

一例をあげると、高校進学奨学金が給付制から貸与制へ切り換えることである。

このような縮小が、一定の改善があつた部落の状況を逆転・後退させていくことは火を見るより明らかである。

この縮小は単に量的な問題だけではない。政府は「過去一八年におよぶ特別法の総仕上げ」（総務庁）とか「最後の特別法」（中曾根首相）と言っている。「過去一八年における特別法の総仕上げ」（総務庁）「最後の特別法」（中曾根）という発言からもわかるように、五年後には一般法へ全面的に移管するとしている点にこそ問題がある。この法律の施行は、一般法への移管が部分的に開始されたということに他ならない。

これは、今後は政府の全くのお情けで改善してやるということを意味している。それは、従来の特別法にうたわれていた「憲法的理念」にもとづいて、いよいよ理念的な部分が削られ、財政措置についてだけ定められていることも示されている。

これは、実態的差別が基本的に解消といふ一連の意見の中のまやかしを受けたものに他ならない。これからは、政府の恩恵的慈善策に部落民は甘んじろということだ。

さらに、部落解放闘争に融和事業の範囲内にとどまれという攻撃もある。

### 総務庁「啓発指針」

このことをもつと明確にしたのが、啓発活動の指針として各都道府県に出された総務庁の通達である。（以下、通達と略す）

この総務庁通達は、部落民に融和主義的差別攻撃への屈服を強要する点で、新地対法とワンセットのものだ。この攻撃は、一連の地対協の意見具申と同じ精神に貫かれているが故に、「徹底的に粉碎」（『通信』前号）の対象である。

『通達』は、啓発の目的として、①差別意識の解消と②同和地区住民の自立精神のかん養をあげている。これを達成するためには、運動団体の運動目標をそのまま取りこまことに、行政が主体性を發揮すること、自由な意見交換のできる環境をつくることなどが必要であるとしている。

差別事件への対応に関しても、人権擁護機関にゆだねろ、糾弾会・確認会に公務員は出席するなどと言っている。

行政主導の啓発や人権擁護機関によって部落差別の解消は不可能である。政府は、「差別意識も相当解消」という地対協の意見具申のまやかしを受け継いで、それが可能と言っているのだ。

部落民の「自立精神のかん養」とは、「同和対策事業」の縮小・打切りを恨まず、勝手に生きていけというものであり、部落民を情民視したものである。

確認・糾弾会への公務員の参加禁止は、政府が差別糾弾をはねつけるということである。

同時に、自治体労働者と部落解放運動とを分断するとともに、自治体に雇われた部落民に差別に屈服し、解放運動に敵対せよという分断攻撃でもある。

「教育の場に糾弾闘争などの運動団体の圧力を獲得してきたのは、部落解放運動であり、それと結合した自治体労働者や教育労働者をはじめとした労働者の闘いである。このような闘いを解体したうえで発揮される「行政の主体性」は、差別の助長・拡大しかもたらさないであろう。

政府ははつきりと部落解放運動の圧殺にのり出そうとしている。その先取りとも言える弾圧が神戸市東灘区で起こっている。東灘郵便局の当局は、新庁舎への改築後にはその一部屋を解放研が使用することを約束していた。当局がその約束をホゴにしたことへの抗議のステッカーが局の周囲にはり出されたのにに対して、警察権力は令状逮捕でもって解放研のメンバーを逮捕し

た。現場逮捕であっても不当な略犯罪法の適用を、解放研の名前が入っているというだけで逮捕するという無茶苦茶なやり方の中に、ブルジョア政府の差別性が明確に示されている。

今なお無実の石川氏を獄につないでいることと同様に、ブルジョア政府が部落解放闘争の解体を狙っていることの何よりの証拠である。

『通達』は、新地対法を実行に移すブルジョア政府の理念を示していると言つてよい。日本資本主義の行き詰まりが、国家財政の赤字化として立ち現れてきたことが、ブルジョアにとっての「安上がりの政府」を必然化させ、その一つの結果が今回の「最後の特別法」である。ブルジョア政府は、わずかばかりの改善と解放運動への一定の「理解」をも投げ捨てて、差別的本質をあけすけに表明したのである。それが、新地対法であり、総務庁通達である。

このような攻撃を断罪し、石川氏を獄から取り戻し、部落解放闘争の前進を待ちとろう。労働者階級は、その先進闘士として闘おう。

### 政府の別働隊＝日共

日本共産党は、新地対法に彼らの抜本的修正案を対置した。その「基本的見地」（『赤旗』三月二七日）は、①公正・民主・公開・国民合意の同和行政実現のための制度的保障を確立すること②法の有効期限内に残事業を計画的に完結させること③部落住民の自立を助長し、対象地域外の住民との融合を促進していくこと、と、

②の主張を支えているのは、部落差別は解消の方向に向かっており、「国民融合」は達成されつつあるという認識である。これは、地対協の一連の意見具申と同じ見地である。

②の主張を支えているのは、部落差別は解消の方向に向かっており、「国民融合」は達成されつつあるという認識である。これは、部落民がひたすら政府の恩恵的改善策にすぎり、「寝た子を起こすな」式に差別に屈するようになる惡質な融和主義者である。日本共産党は、このことを誇らしげに自認している。

これだけでも彼らがブルジョア政府の部落差別温存・拡大攻撃に屈服していることが明らかだ。

彼らは、「国民融合」を妨げているのが、窓口一本化や糾弾権や教育への糾弾闘争の持ちこみであると断じている。「基本的見地」の①の「公正・民主……」というのは、窓口一本化をやめて行政の主体性を回復せよといふことであり、教育への糾弾を排除して教育の「中立性」を確保せよということである。

『通達』と瓜二つだ。彼らは、政府の差別的融和政策の支柱になつてている。部落解放闘争の別働隊の役目を引き受けているのだ。

# 部落解放のために

拠を明らかにする必要があると考える。

## 一 封建制下の農分支配

かつて部落解放運動が幾多の人々の心を捉え、運動を拡大した時期には、部落解放をめぐる理論的問題が多数提出された。この運動がさらには拡大し、より一層の高揚度を生み出すや、戦闘的左翼もこの運動に加わるり始め、また、理論的問題を扱い始めた。この運動がブルジョア政府によるあからさまな弾圧を受けようとしている現在、部落解放運動の先進部隊が生き生きとした方針を生み出すために理論的問題を取り上げることが驚くほど少ない。

我々共産主義者は、この困難な時期にこそ部落完全「一への指針となるよう、ブルジョア政府との闘争に備え、部落解放運動と労働者階級の解放闘争との団結を求める理論的根

独禁法改正の動きが意味するもの

その主役は怪獣連である。作序2回に独禁

において、(1)経済の国際化がすすみ、国内限りのルールが通用しなくなり、(2)M & A(企業の買収及び合併)・ストックオプション等「資本の論理」が当たり前になる、など独禁法・商法の再検討を要求している。持株会社の禁止・自社株所有の制限の撤

社とは、株式の所有を通じて、各個別資本を支配すると言う、独占資本の本社機能に特化したものである。(その典型は、戦前の財閥の本店・本社である。四五年当時、三井・三菱・住友・安田の四大財閥は、この持株会社を通じて、七六一の企業・全会社組織の振込資本金の合計の二四・五%、金融業で四九・七%、重工業で三三・四%を支配していた。)

以降の独禁法の歴史は、日本帝国主義の復活・独占資本の成長とびつたりと照應したものである。四九年・五三年の改正は、戦後経済の復興・特に朝鮮戦争特需と、その休戦による不況への突入という日本経済の状態にあわせて、独占資本が自由に振舞うことなどが出来るような、規制の緩和であつた。

( 経団連名譽会長・稻山 )

の発言を見るまでもなくはつきりしている。「低成長・供給過剰経済の時代には、民間の活力を發揮し、産業界の自主的な話合いと協調が何よりも必要。食うか食われるかの動物のような愚かな過当競争をやめ、企業がコスト+適正利潤を確保し共存共栄できるような秩序作りを考えるべきだ。」

唯一七七年の改正は、価格カルテルに対する措置制度・価格引き上げの理由報告などを内容とする、規制強化であった。この背景には、七一年のドルショック・七三年のオイルショックをきっかけとした七%を上回るインフレがあつた。

今回の改正策動が、この規制強化の撤廃を目論んでいることは間違いない。しかしそれ以上に特徴的なことは、国際的な競争を全面に押し出していくことである。

「国際舞台では資本の論理が支配しているべき、日本企業さばがローカル・レーベル

のままではやつていけなくなる。M&Aはもとより、海外企業との提携・海外進出戦略を繰り広げていくためにも、持株会社

自社株保有など世界並の経営上の武器を守  
えてもらいたい。」（鹿島建設会長・石川）  
こうした発言や冒頭で触れた同友会・年頭  
見解ではつきり示されているのは、海外純  
資産残高世界一となつた日本帝国主義の、  
市場再分割へ向けた確固たる意志に他なら

ない。折から、半導体摩擦に端を発した対日貿易制裁措置法案が、アメリカ議会で可決された。こうした国際資本戦の激化は、この要求をますます募らせるだろう。そして、この市場再分割戦の基礎にあるのは、労働者階級の徹底した収奪であるのは、次の発言を見るまでもなくはつきりしている。

「低成長・供給過剰経済の時代には、民間の活力を發揮し、産業界の自主的な話し合いと協調が何よりも必要。食うか食われるかの動物のような愚かな過当競争をやめ、企業がコスト+適正利潤を確保し共存共榮できるような秩序作りを考えるべきだ。」

（1）身分的所持と身分内階層

まず、日本封建制のうち主として近世のそれを簡単に述べよう。

中世の村方に散在した在地武家に対し、近世の武家は、常備軍として城下に集住させられている。

中世の武家は、戦闘では自弁で参加し、その棟梁は、これら身分的主従関係を結ぶ武家

扶養する経済力を持たなかつた。他方、近世武家は、その棟梁により扶養されており、城下への強大な常備軍としての武家の集中は、棟梁に集中する経済力の大きさを表しており、また、別の面では、搾取対象の生産力の発達と支配地域の大きさを示していると言える。

また、同様にして、商工業にたずさわる者も、それぞれが集住させられている。刀狩などにも示される一連の動きは、兵農分離と呼ばれているが、単に武士と農民とを分離するにとどまらず、商人・職人をも農民及び武士から分離し、それぞれを特定の身分として支配するものである。

さむいていふ職業身分制である。職業と身分が混在するのである。日本近世封建制下では、兵農分離にとどまらず、商農分離、商兵分離を出来るだけ徹底しようとするのである。この分離は、さらに、住居地域をも分離し、身分集團単位での居住地域を限定している。城下町は、これを集中的に表している。

城郭（領主）——内曲輪（重臣の住区）——濠——内町（中級家臣と上層町人を含む町）——濠——外町（足軽屋敷）——被差別部落（被差別部落民）

このように配置された城下町は、近世封建制の身分支配を端的に物語つており、身分序列関係の空間的配置を行つた身分、職業、居住の「三位一体」を示している。だから、城下町は、軍事都市であるとともに、商業機能を中心とした経済統制の中心であり、身分格能を表現している。さらに、付け加えれば、城下にある寺院を中本山として集め「寺町」を形成し、在郷の寺院を末寺とする思想的な面での宗教統制の中心でもある。

こうして見ると、日本近世は、支配階級が兵農、商農、商兵の分離により身分統制を確立するとともに、この身分統制の確立により、それぞれの職業集團をそれぞれの身分として動員することを可能としたといえる。このような統制の確立により戦時、平時にかかりなく、「賦役」「公役」という名の榨取も近世封建制の身分支配に即して再編され確立したと見ることが出来る。

しかし、以上のように石化した身分統制下にあっても、各職業内の分業と協業は進み、生産力は益々増大して行く。増大した生産力は、商品経済を発展させて行き、資本主義へむけ一歩、また一步と歴史の歩みを進めるのである。だが、それは、封建制の枠組の中での進むのである。

大させ、武士階級による年貢取り立ての増大とともに、年貢米の換金を促進せられた。だから、村方では自然経済的状態に押しとどめられ、商品経済の発展は、主として城下町とこれに結びつく在町にある程度限定されたものとして長らく続くこととなる。

農村は、中世封建制下の惣村から「村切り」による近世村落へと再編された。田起し、灌漑に見られる協業と生産の場及びその条件を規定する村境の決定などを中心とした重層的対立が、近世村落間の対立のもつとも重要なものの一つとなる。それは、かつて惣村内部の対立であり、惣村相互の対立であつた。今や、一つの行政単位としての近世村落間の対立となる。近世村落の村単位の生存を含めた闘いがここに見られる。だから、「村切り」の完成後に村境と入会地をめぐる争いが村々の生存をかけた争いとして激増するのである。この争いで有利な立場を占めた村落は、相対的に豊かになつて行く。そして、だがが、増々発展する商品経済は、争いあるいは連合する近世村落の内部に上層と下層を生み出して行くのである。

この近世村落の形成過程において被差別部

## マルクス・レーニン主義通信

落も、身分的所持としての職業とその営まれる範囲は、「芝」などが形成されて行くのである。そして、その内部に上層と下層とを生み出して行く。葬牛馬処理権に例をとれば、その身分的所持として「株」が一部の者に集中して行くこととなる。身分的所持にまつわる「富」が一部の者に集積され、他方で、義務が部落民全體に残ることとなる。「株」を失った者が封體の強力が許さない。それぞれの身分に固定された職業が崩れるからであり、身分統制を通じた動員体制が崩れるからである。封體が崩れるからである。限定された範囲内に固定された生計を立てるほかはない。部落民が限定された、それ故、部落民の身分的職業として確定されたもののうち、商品経済の発展によりその産業的基盤が拡大すれば、利益が集中する部落上層の富は、増大して行き、また、彼らが使用する部落民労働力への需要が増し、この過程が長期にわたれば、部落人口の自然的増加を生むこととなる。

### (2) 村方支配と町方支配

近世封建制の政治的支配の概略を城下町の内（在町を含む）と外とのそれぞれについて述べれば、次のようにになる。

（町方）町奉行——惣町役人——町役人——五人組（村方）代官——組合役人——村役人——五人組

この場合、惣町役人、組合役人を世襲制とするものと交替制とするものとがあり、また、町役人、村役人を世襲制とするものと選挙制とするものがあった。だが、部落には身分集團としてこれを統制する「頭」あるいは「年寄」が置かれてはいたが、単独の近世村落を形成させられることがほとんどなく、一般村の枝村は、常に一般村の支配をうけざるをえなかつた。惣町役人となることすらも不可能であったのである。なぜなら、部落民に対する支配は、町方や村方の会合、議決から排除された上に成り立つており、これら町方や村方の有力者個人に部落民が個々人従属させられたり、有力者個人に部落全体が従属させられたりしたのではなく、ある部落全体がその属する町方や村方全体に従属し、支配される、言わば「町抱え」の状態に置かれていたのである。町人や農民が町政や村政に参加出来る本町人、本百姓などなるには、財を蓄積し、屋敷地を所有すればよかつた。特に町人の場合は、そうであつた。にもかかわらず、部落民は、その財力とは関係なく身分統制を受け、その「頭」を通じて惣町役人あるいは組合役人に代表されることにより形成された近世村落では、村境や入会地、そして、用水権についての争いが村の豊かさを決定する。近世封建制の政治的支配の単位である近世村落間の、幾らかの「自治」を同様に有した村落間の争いで古くから存在した部落でさえ、既得権が一つ、また一つと切り取られて行った。村々の争いが激しくなった場合のみではなく、封建制度の危機の增大に対し、支配階級によりなされた身分統制の再強化によつてもそうなつて行くのであつた。新たに形成された部落では、もとよりきびしい条件に置かれていたのかなければならない。

### 石川一雄氏のお母さん

三月二八日、石川一雄氏のお母さん、石川リイさんが亡くなられた。今改めて決意を固め、無実の石川一雄氏の奪還をかちとつていかなければならない。

である。  
このことは、城下町及び在町についても言える。

城下及び在町に住む商人、職人がその特定の職業身分から全体として町人身分へと形成されて行つたにもかかわらず——彼らは、封建主階級の強大な支配を受け、その下でまた、このことが町方、村方のそれぞれの共同体にとり肯定すべきものとして受け入れられたのである。部落は、単に身分的に士農工商の下に置かれたのではない。生活条件を決定する政治的権利について、町方や村方に部落全体として従属するものとして、士農工商の下の身分とされたのである。

え。

## 戦後自動車運動の発展の歴史(5)

5

### 日産争議について(上)

全国自動車日産分会の五三年の争議は、戦後労働運動の中で重要な分岐点となつた争議である。またそれは、日本の自動車産業のみならず、日本経済全般に対しても重要な分岐点であった。「高度経済成長」期の到来は、日産分会等の強固な労働組合運動がたきづぶされ、解体されていく中で松されたもの」ということができる。

日産分会は、当時の最強組織といわれ、また、全自动車は「総評の最左派」といわれ、日産分会は、企業内組合の枠をこえるために産業別統一闘争を真正面から追求したこと、運動の基盤を職場そのものに求め、しかも労働者たちが生産の問題に積極的に関与しようとしたこと、経営の民主化とともに組合民主主義の実現に大きな努力をそそいだこと、等々の特徴をもち、それを生かしながら最もよく資本家階級と闘つた労働組合であり、日産分会はいわばその牽引車の役割をはたしていったといえる。

また、全自动車は、企業内組合の枠をこえるために産業別統一闘争を真正面から追求したこと、運動の基盤を職場そのものに求め、しかも労働者たちが生産の問題に積極的に関与しようとしたこと、経営の民主化とともに組合民主主義の実現に大きな努力をそそいだこと、等々の特徴をもち、それを生かしながら最もよく資本家階級と闘つた労働組合であり、日産分会はいわばその牽引車の役割をはたしていったといえる。

日産分会の強さは、職場闘争の組織的な担い手となった「職場委員会」の存在にあつた。職場委員会は、職場の大小（小は二十名未満から大は三百名以上）に応じて、最低五名から二十名で構成され、選出方法は組合員全員による直接無記名選挙であったが、活発な組合活動家が選出されていた。

十名未満から大は三百名以上）に応じて、最低五名から二十名で構成され、選出方法は組合員全員による直接無記名選挙であったが、活発な組合活動家が選出されていた。職場委員会は、職場の大小（小は二十名未満から大は三百名以上）に応じて、最低五名から二十名で構成され、選出方法は組合員全員による直接無記名選挙であったが、活発な組合活動家が選出されていた。

第一に日常活動のつみあげであること、第二に生産活動と組合活動とが一致すること、そして第三に職場要求から組合要求が組まれるので弱い職場の労働者の立場もよく反映できること、にあつた。一般組合員たちは、自分の身上相談まで職場委員会に持ち込んでいたというように、会社の職制機構が割り込むときのないまでに、職場委員会は労働者を掌握していたのである。そして、職場委員会の活動は、主に「生産問題」「労働条件」「および「諸手当」の問題

に集中し、人事問題にまで及んでいた。これらの問題の決定権は職場委員会にあり、つまり、組合が「生産の主導権」を実質的に掌握していたのであった。

だが、組合が「生産の主導権」を掌握していたからといって、生産が阻害されてしまはなかつた。日産争議の前年の五二年度上半期には、売上高、純利益ともに過去最高の実績を示していたのである。

しかし、資本が資本である限り、あくまで利潤追求は貫徹され、日産自動車もその例外ではなかつた。つまり、組合からの「経営権」の奪還を画策し、日産分会つぶしに血道を上げたのである。

ところで、当時の自動車資本は、朝鮮特需によって大きく立ち直った後、五一年以降、乗用車量産体制へむけた生産設備の更新・近代化に着手していた。外車攻勢に対して、乗用車量産体制の本格的構築は自動車資本の切実な要請であり、五三年は自動車資本が国内市場の独占支配にのりだし、大手各社の企業競争が激しいスタートをきった時期であった。日産資本が競争に打ち勝つためには、まず、「生産の主導権」を握った職場組織を有する日産分会を解体する必要があつたのである。

また、この当時は、鉄鋼、造船、電力、炭鉱、織維、化学などでも設備投資・技術革新・合理化が急ピッチで進められ、各産業にわたる大規模な設備・近代化によって資本の生産性を高め、資本主義の本格的な成長を図ろうとしていた時期であった。それに伴い、労務管理・労働対策の変化がもたらされていた。つまり、日本独占資本主義の再発展をかけた「産業構造の転換」が図られていたのであつた。

それが、職場委員会をもつ日産分会は、単に自動車資本、日産資本のみならず、すべての資本にとって解体すべき対象であつたといつても過言ではなく、日産分会に対し資本は不退転の決意を固め、激烈な攻撃をしかけたのであつた。

らなかつた。くり返すが、個人としてではなく、身分として、部落全体としてである。共同体行事への部落民の参加の政治的否定が支配階級の手により形成されたのである。また、このことが町方、村方のそれぞれの共同体にとり肯定すべきものとして受け入れられたのである。部落は、単に身分的に士農工商の下に置かれたのではない。生活条件を決定する政治的権利について、町方や村方に部落全体として従属するものとして、士農工商の下の身分とされたのである。

# 加速化する教育反動を粉碎せよ

## 臨教審第三次答申の特徴

臨教審は「教育改革に関する第三次答申」を提出した。「戦後政治の総決算」を掲げる中曾根政権が、行政、財政（税制）、教育の三大改革のうち精神面での変革をめざすとされた教育改革の基本答申である。

答申は、「民活」による産学協同への道を大きく広げる一方、「産業構造の転換」とともに、政府・財界の要請する労働力育成と日本としての「主体性を確立」したエリート育成が打ち出されている。教科書問題では検定の国家統制がより強化される方向になつている。

第六章の教育費、教育財政の在り方の項では、教育改革の背景として教育産業への投資拡大の要求が次のように述べられている。

①国際社会への新しい貢献②内需主導型の産業構造への転換③知識集約型の高付加価値産業の新しい成長……⑤国際相互理解の深化と日本文化の個性の再開発……などの時代の要請を考慮に入れ、わが国の諸投資の重点を研究、教育、文化、スポーツの振興におく。歴史上はじめて資本供給国となつたわが国の資金が適切・魅力的投資対象を国内に見出せないままでいる現状からもこの重点配分は重要。

また、第五章の時代の変化に対応するための変革の項では、中曾根の「国際國家」論に基づいた教育方針が次の内容で述べられている。

①国境をこえる人材の育成②国際通用語としての英語・日本語③日本人としての主体性の確立、日本文化への深い素養、国際的に常識とされている国旗・国歌への敬意など。

教育産業への投資拡大は、具体的には官民の新しい役割分担と協力体制と称して公財政支出教育費の見直し、民間の活力にゆだねる分野の明確化として、次のような内容が上げられている。

①教育財政は、行政との関連に留意しつつ基礎研究の充実、学術の国際交流、大学院の飛躍的充実、心身の健康の充実、教員の資質向上、情報化への対応には重点配分する、②国と地方の役割分担と費用負担を見直し、受益者負担の適正化、地方大学の第三セクター活用、学校給食の民間委託、非常勤職員の活用などの合理化、効率化を押し進める、③規制の緩和による民間活力の積極的導入、土地信託による資産有効利用、社会教育、社会体育施設での非常勤職員、ボランティアの活用など。

大学等の「民営化」は第三章の高等教育機関の組織運営の改革でも述べられており、国立大学の特殊法人化、学長のリーダーシップの発揮、寄付など大学独自の多元的資金を導入すること。また塾など民間教育産業の新た

な発展と新しい役割を認識し学校教育のあり方の反省・改革に生かすとされている。

要するに、大学院や「特色ある教育研究ア

ロジェクト」など産学協同の高度技術エリート育成にのみ国家財政を重点配備し、ほかは受益者負担と合理化・整理・民活を利用し「安上がり」にしようとするものにほかならない。

政府・ブルジョアジーの要請する労働力育成については、自らの責任で生涯を通じ学習の手段・方法を選択せよという第一章生涯學習体系への移行で、次のような内容で述べられている。

①学力以外の側面も積極的に評価、学力についても優れた能力を伸ばせるよう評価する（評価の多元化）②グループ内雇用の維持、派遣労働・中途採用を円滑化するための職業能力評価システムの導入——つまり、産業構造の変化にあつた労働力の効率的育成が生涯教育のねらいといえる。

また、第二章の初等中等教育の改革の項では、高校入試に常識問題や作文を課す。教科以外の活動、德育は中学だけでなく他の機関・団体の資料・報告の利用をうながす、など「障害者」教育においても、「障害の種類や程度に関係なくだれでも通常の学校に就学させるべきであるとする行き過ぎた統合教育が障害を有する者の健全な育成を阻害する」とし、一方で後期中等教育における職業教育を強化するなど、「障害者」間の分断と安価な労働力としての効率的吸収をねらいにしている。

教科書制度の改革については、教科書の中立性・公正の確保に重点をおくとして、次的内容が述べられている。

①現行の検定基準の編集技術的・体裁に関するものは廃止、審査過程を簡略化する。②カリキュラム・教科書・指導方法・教材等の研究、開発、評価を総合的に行う官・民協力の研究センターを整備する。③上センター発行の「教科書作成の手引き」を参考資料にした教科書の著作・編集。

検定に関しては、自由化の要求と国家の検閲強化を折衷した形にみえる。しかし、実際には簡素化されたのは形式上の内容にすぎず、「中立・公正」という内容上の検定強化につながるおそれがある。

これら答申に対して、社会党は教科書検定制度の廃止を含む抜本的改革がなされていないのは期待に背いているとし、共産党は公教育を解体し教育を財界のくいものにするものとそれぞれ批判し、「国民教育」への幻想をふりまいている。公明党・民社党・同盟は検定制度を評価、おおむね妥当としている。全

日教連は「行き過ぎた組合活動」への対策検

## 日教組大会が示したこと

日教組は答申に対し反国民的と批判、国民の基礎的・基本的な教育水準を軽視し、産業界の要請に基づいたものであり容認できるものではないとの見解を表明した。

日教組つぶしを公言した中曾根政府の教育

改革のねらいは、教育労働者の運動を弾圧することである。すでに初任者研修が試行され、教職員への管理が強まるとしている。

西岡問題をめぐり延期されていた日教組大会が半年ぶりに開催され、当面の闘争方針案、予算案を執行部原案通りで可決した。

しかし、肝心の人事問題、労戦統一問題では、右・左派の妥協により対立の回避、問題の先送りを行う結果となつた。

委員長人事で対立していた主流派が、大会の成功では一致し、大会運営を強行、反主流派の抵抗は数で押し切られた。

労戦統一をめぐる運動方針案では、「全民労協が連合体移行を決定した事実をふまえ：総評が提唱している全的統一の方針支持」などの表現が問題とされていた。しかし大会では、主流派内での調整で左派が修正案を自肅するかわりに大会で路線転換はしていないとの答弁をすることで合意したため、具体的論議はされなかつた。反主流派の「全民労協の連合体移行に反対の運動方針案と矛盾している」との批判も、執行部の客観的事実経過として述べただけで日教組の基本姿勢に変化はないという答弁でつぶねられ、運動方針案書き替え要求は否決された。

右派は「路線転換の足がかりをつかんだ」とし、田中擁護・日共追い出しを画策しながら、日教組の全民労協路線推進を押し進めようとしている。

大会では、各地代議員より初任者研修制度にどう対応するのかという問い合わせが続出、沖縄からは「日の丸・君が代」問題がかつな強制的やり方で行われているとの報告がなされた。

このような現場の運動に対し執行部は何ら具体的方針を打ち出せないでいる。教育者は、「左派排除」のどうかつを恐れる反主流派に期待をよせず、主流派右・左派の「日教組を守れ」の大妥協・右派の日教組右旋回策動を粉碎しなければならない。

加速されつつある教育の反動化攻撃を打ち破れ！

## 闘う労働者の政治新聞

**マルクス・レーニン主義通信**  
毎月10日発行・1部200円  
年間定期購読料3200円(郵送料込)